

議案第 57 号 三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）が令和 6 年 3 月 29 日に公布されたため、市の基準条例の一部を改正するもの。

【内 容】

令和 5 年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするため所要の改正を行う。

【施行期日】

公布の日

【予算措置】

なし

【そ の 他】

関係法令

- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
- ・ 令和 6 年 3 月 29 日 厚生労働省令第 61 号